

## 第1回古平町議会定例会 第3号

令和6年3月14日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 4号 令和6年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 5 議案第 8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 6 議案第 9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算
- 7 議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算  
(予算審査特別委員長報告)
- 8 意見案第1号 学校給食の無償化を求める意見書
- 9 意見案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな抜本的改正を求める意見書
- 10 意見案第3号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める意見書
- 11 意見案第4号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書
- 12 一般質問
- 13 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 16 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 17 委員会の閉会中の継続審査申出書  
(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)

### ○追加議事日程

- 1 議案第25号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第11号）

### ○出席議員（9名）

議長10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君

6番 梅野史朗君  
9番 佐藤未知時君

7番 堀澤理恵君

○欠席議員（1名）

8番 山口明生君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副町	長	奥	山		均	君
教	育	三	浦	史	洋	君
総務課	長	細	川	正	善	君
企画課	長	人	見	完	至	君
町民課	長	五十嵐	満	美	子	君
保健福祉課	長	和	泉	康	二	君
産業課	長	岩	戸	真	治	君
建設水道課	長	高	野	龍	昌	君
会計管理者		関	口	央	昭	君
教育次長		本	間	克	彦	君
町立診療所事務長		細	川	武	也	君
幼児センター所長		三	浦	卓	介	君
総務係	長	松	浦	亮		君
財政係	長	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事務局	長	白	岩		豊	君
議事係兼総務係		澁	谷	久	美	君

開議 午前 9時56分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。8番、山口議員につきましては自宅療養中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第4号ないし日程第7 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第1、議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算から日程第7、議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算までを一括議題とします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に関する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会で行ったので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成の討論を許します。

○4番（高野俊和君） 令和6年度の予算編成に当たり、各課の職員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

初めに、本年1月1日に発生しました能登半島地震におきまして被害に遭われた皆様に改めて心からお見舞いを申し上げます。町内におきましても数人の方が避難され、改めて災害に対する備えの大切さを知らされたところであります。

それでは、本年度の一般会計予算を執行するに当たり、賛成の立場から申し上げます。今年は、令和元年から手がけておりました複合施設整備事業最終年の年であります。令和5年度より進めて

おりました道の駅、150年広場整備事業を完成させる年でもあります。指定管理者も決まり、今後内容や体制など多くの作業が待ち受けており、町理事者や職員皆さんの負担も大きいことと想像されます。来年春には町民希望の出発場所となるよう心から願うものであります。

本町も町税、地方交付税ともに減少と財政は厳しい中、当町の教育施設にクーラーの設置を行うなど、子供たちの住みよい環境づくりにも十分配慮をされた予算設定であります。

また、1次産業であります漁業振興に当たりましては、引き続きウニ種苗放流事業、ヒラメ稚魚放流事業、藻場再生事業などに対する補助事業を行うということであり、浅海漁業の後押しになればと期待するものであります。

さらには、人口減少、長引くコロナ感染の影響を受け苦戦をする商店振興においては、本年度もプレミアム商品券発行、また商工会が改築をされた漁港会館の指定管理者となり、古平町とさらに強いタッグを組んで経済の発展、さらには観光産業においても明るい影響を与えてくれるものと期待するものであります。

町長執行方針でも述べておりましたけれども、当町は財政規模が小さいことから、決して余裕のある財政ではありませんので、今後とも交付金や国の補助金などを上手に活用して町政を進めることをお願いするものであります。

最後に、空き家対策は話題に上っておる問題であり、どこの自治体でも苦慮しているようです。空き家の固定資産税の問題など、当町においても今後ますます増えることが予想されます。国の指針などを見極めながら、対処すべき問題だろうと考えます。本年度も職員の皆様には大変ご苦勞されるとおもいますが、町民に配慮した予算編成であり、執行することに賛成をいたします。

以上です。

**○5番（真貝政昭君）** 新年度予算の作成に当たって、町長をはじめ職員の皆様、大変ご苦勞さまでした。新年度一般会計予算に対して賛成の立場を表明いたします。

先ほど高野議員からもお話がありましたように、今回の能登半島地震におきましては私の所属する政党もいち早く本部に対策本部をつくりまして、現地の組織と連携をして救援に当たってきました。カンパ活動も盛んに行いまして被災自治体に届けるとともに、被災された首長さん宛てにお悔やみの電報を届けるなど、いまだに支援の活動を続けております。大変大きな地震で、我々のこの住んでいる町にもいつ訪れるか分からないという、そういう前提で、私の姿勢としてはそういう気持ちで今後議員活動を続けていきたいと思っております。

まず、新年度予算について触れますけれども、建設工事では前任者から引き継いだものが今年度ようやく終わることになりますが、そんな中で第三の居場所建設と運営の開始、夏場の環境の整備では幼小中のエアコン設置、町民の足を確保するタクシー会社への支援施策、また経済的弱者のための福祉灯油助成事業の復活など、成田町長におきましては町民目線での施策を実施してきました。新年度予算では、高齢者支援センターへのスポットクーラー購入、教育では就学援助基準の引上げや学校給食費の値上げ抑制策も取り、経済的支援策として評価しております。さらに充実したものになるように期待しています。

産業振興では、水産加工業者への支援の継続、漁業では藻場整備の継続や後継者育成策、観光面

での新たな意欲を示していることに期待をしております。

医療、介護での国の責任後退は、恩恵を受ける町民の生活や現場事業者や労働者がもろに影響を受けています。官民事業者がともに困難を抱えていますが、町民の生活と健康を守る一点で援助し合う必要があります。

予算作成に当たり、交付税算出調書での人口は2,745人で、生徒数は134人となっておりますので、ゼロ歳児から中学生までの人数は約160人、65歳以上については1,154人となっております、そのうち75歳以上は643人となっております。全人口の42%が65歳以上の高齢者となっております。そのうちの55%が75歳以上となっておりますので、こういう状況を踏まえて今後町民の暮らしを支える行政に取り組んでいただきたいと思います。

出生数の激減は全国共通ですが、子育て世帯への経済的支援策の充実が必要不可欠で急務です。学校給食費の無償化は、国の交付金活用メニューに入っていますので、赤井川、仁木、余市に倣い、未満児保育料無償化は余市に続いていただきたいと思います。

高齢者の生活は、年金で支えられていますが、物価高に追いついていませんので、この年代への経済的支援策も必要です。ぜひ知恵を絞っていただきたいと思います。

一般会計から繰り出されている特別会計も町民生活に直結していますので、その視点での内容の充実を求めます。

13年前の東北の震災は、太平洋側の地震が原因でしたが、能登半島地震は日本海側で起きました。かつて石川県珠洲市に原発計画がありましたが、その予定地は今回の地震で4メートル隆起し、原発があったら地球規模の甚大な災害になりました。今回の地震は、日本全国どこでも想定外のことが起こることを教えています。町民はもちろんのことですが、町長をはじめとして町民の命と健康を守る仕事に就いている行政職の皆さんには、災害対応策について真剣に練り直していただくようお願いします。

最後に、消費税や悪政根絶に向けて、今後も微力ながら力を尽くしますので、ご支援、ご協力をお願いして終わります。

以上です。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 令和6年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。  
まず、反対討論を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、賛成討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、反対討論を許します。

○5番(真貝政昭君) 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論をいたします。

今年度は、2年置きに行われる保険料改定の初年度になります。保険料は、所得割額と均等割額で計算され、所得割では前回よりも0.8%増の11.79%に、均等割額は1,061円増の5万2,953円と町提出の資料から明らかとなっております。厚生労働省によると、全国平均月額保険料は1.8%増の6,472円、年額で7万7,663円と報告しています。後期高齢者の今回の年金は、政府のマクロ経済スライドによって物価高よりも低く抑えられました。生活難に追い打ちをかける結果となっております。さらに、後期高齢者医療特別会計に支援している各種健康保険加入労働者の実質賃金が21か月連続してマイナスの異例事態が続いている中でのことなので、現役世代にも重い負担増となります。したがって、政府が物価高に有効な策を示していない中での今回の保険料引上げには賛成できません。

以上です。

○議長(堀 清君) 反対討論、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案について反対の討論を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 次に、賛成討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、反対の討論を許します。反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、賛成討論を許します。賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

反対討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
この採決は、起立によって行います。

議案第9号 令和6年度古平町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

反対討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。  
これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号 令和6年度古平町公共下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 意見案第1号

○議長（堀 清君） 日程第8、意見案第1号 学校給食の無償化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 学校給食の無償化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 意見案第2号

○議長(堀 清君) 日程第9、意見案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな抜本的改正を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな抜本的改正を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 意見案第3号

○議長(堀 清君) 日程第10、意見案第3号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 意見案第4号

○議長（堀 清君） 日程第11、意見案第4号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第12、一般質問を行います。

一般質問は、高野、佐藤、寶福、堀澤、工藤、中村、梅野、真貝議員の8名です。  
順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番（高野俊和君） 緊急避難時の送迎についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年8月の猛暑の折、また今年1月の能登半島地震のときに町内の指定避難所であります庁舎のほうに避難をするようにと防災無線で指示がありましたけれども、高齢の方や支援の必要な多くの方が庁舎に行き着くまでが大変なのだということでありました。送迎をするということは大変な事業であるというふうに考えますけれども、昨今の異常気象を考えますとそれなりに準備が必要ではないかというふうに考えます。現状と対策についてお伺いをしたいと思いますので、町長のご答弁をお願いいたします。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

まずもって昨年8月の猛暑や今年の能登半島地震の津波に対しましては、避難を指示したということではなくて、自主的な避難ができるよう、自主避難を開設したというところでございます。昨年8月の猛暑の自主避難所につきましては、防災無線での周知に加えまして保健福祉課、あるいはケアマネジャー、それから民生委員等で高齢者等へ声かけをさせていただきました。その際の移動手段につきましては、それぞれボランティア輸送ですとかタクシーなどを活用するようお知らせしたところでございますけれども、それらのサービス使えない方が1名おりました。その方については、町のほうで送迎したというところでございます。また、能登半島地震の津波に対しましては、古平川周辺の要援護者に対しまして保健福祉課から声かけを行って、希望した3名の方に対して町のほうで送迎を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、この公的支援につきましては災害の事象、例えば津波ですとかというところとそういった送迎の前に災害やってきてということもございまして、その対応につきましてはいろいろそういった中で異なってきますので、個別的に実施、判断していかなければならないのかなというふうに考えております。

○4番（高野俊和君） 確かに今年の1月1日の地震みたいに夜にああいう事態が起きますと、即決で決めるということは大変難しいことですので、ただ町としては夏などの暑さ対策に関しましては、多少こういうときには温泉バスみたいに集まれるところをある程度町のほうで予想を立てて、この辺に何時頃に集まってくださいというような指示を流すことはできるのでないかというふうに考えます。

実は、今回1月1日の地震の後、先々週でしたか、新聞社のほうから電話が来まして、町内で避難をした人がおりませんかという電話が来ました。それも夜に来たので、夜なので、避難した人はいるのだけれども、夜で連絡できるかどうかちょっと分からないですと言ったのですけれども、ぜひ意見も聞きたいと言うので、そこを訪ねていきましたら、もう横になっていたのですけれども、7時過ぎていたのですけれども、僕もついてちょっと話をして、少し話をしたのですけれども、夜も遅いし、ストーブも消しているの、今日はこのぐらいにしてもらえませんかという話をしましたら、また後日連絡したいのですけれどもと言うので、また次の日、何回かその家へ行きまして、

電話来たという話をしたら、1回目いなかったのですが、2回目に行ったときにちょうど電話がかかってきまして、僕もその場について、自分も電話口で受けるので、時間はあまり長くしないで、足も悪いので、長くしないで聞いてみてくださいということで話をしたという経緯があります。その電話している最中でも足も痛いし、立っているのも大変だなという状況で、高齢者一人に対応するのはかなり難しいだろうなということを思いました。そういう面から考えましても、この状況では避難するにしてもやはり介護が必要だなというふうに思いましたので、できる範囲でそういう夏、それと今回のような非常事態、非常事態はかなり難しいと思いますけれども、せめて夏の猛暑の避難は、多少なりともそういう場所を設定することによって可能なのではないかというふうに思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○町長（成田昭彦君） 私どもも非常迷うのが夜中のそういった地震あつて津波等の出たときに、果たしてそれを防災無線で流すなど、そういったことをしていいのかどうなのかという、夜中だとかえって住民が戸惑うのではないかと、そういう心配もございますので、その辺は適宜対応してまいりたいと思っております。

私どものほうでもそういった要援護者台帳等を用意してございますので、それは対策本部といたしますか、職員のほうで臨機応変に、その辺は把握してございますので、そういった対応は可能かなと思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○4番（高野俊和君） 対策方法を考えているよということを教えるだけでも少し安心はするのだろうと思いますので、今後とも、今年は小中にもクーラーもつきますし、夏には庁舎以外でもそういうところにも可能性はあるのかなというふうに考えますので、その辺もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 地域住民の安全と放置建物の危険性についてお尋ねします。

2014年、水産加工協同組合が破綻してから今年でちょうど10年がたちます。建物施設は所有者、責任者、管理者不在のまま閉鎖されていますが、かつてそこで働いていた人から今古平で一番やばいのは建物に残されたままの冷蔵庫からのアンモニア漏れの危険性だという物騒なことを聞かされました。ちなみに、同じような冷蔵庫を持っていた漁協の製氷工場の冷蔵庫は、建物が閉鎖された際に全て撤去処分したと聞いています。元水産加工協同組合の建物は、町の管理下ではないと思いますが、少なくとも町は監督する立場にあると思います。町としては、虎の尻尾を踏むような案件かもしれませんが、まことしやかにうわさされているこの建物内でのアンモニア漏れの危険性、破綻してからの10年、破綻以前から稼働していたことを鑑みても相当数の経過年数かと推測されます。恐らく建物の閉鎖後から専門家による立入検査もされないまいうわさだけが助長していく現状を町長としてどう考えていますでしょうか。一刻も早く調査されるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

旧古平町水産加工協同組合の冷蔵倉庫のアンモニアについての冷媒についてでございますけれども

も、これは平成27年の2月9日付で破産管財人のほうから財産状況の報告書ということで破産者のほうに提出されております。その中でいろいろ実施しているわけですが、第1冷蔵倉庫の触媒、いわゆるアンモニアの撤去についてということで、破産者の本社事務所建物に存在する冷蔵倉庫の触媒、アンモニアを撤去する必要が生じたことから、裁判所の許可を得てこれを実行しているということで、建物の老朽化により万一露出するようなことになると周囲に多大な迷惑や損害を被らせることになることから不可欠の作業であるということで、この費用に641万8,429円支出して既に実施しておりますので、これについては特段調査の必要はないと考えております。

○9番（佐藤未知時君）では、これはうわさレベルで、もう既に処分したということで確認しました。ありがとうございます。

次に、空き家対策、特に管理不全空き家についてお聞きします。さきの予算審査委員会の中で判明したこともあるので、それに関しては割愛して質問させていただきます。元水産加工協同組合の建物施設同様に破綻や相続放棄などで、1、所有者、地権者不在、不明の建物、家屋は現在何棟ありますでしょうか。2、また、本来納めていただくべきそれらの固定資産税などの未収額はどのくらいになりますでしょうか。3、そしてそれらの案件は今後どのタイミングで、どう決着をつけようとしているのか。空き家対策の今後のビジョンをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君）空き家対策についてでございますけれども、まず1点目の破綻や相続放棄でございますけれども、古平町での空き家数につきましては、私どもが調査している中では令和3年1月で調査した中では160件程度でございました。それが本年、先月2月に行った調査結果では226件というふうに増加、人口減少によって増加が進んでおります。

そういった中で、ご質問の破綻、相続放棄などで所有者不明となっている空き家はありますけれども、相続放棄ですとか、そういったものの把握というのはしてございません。もしその空き家で何かあった場合は、それについて調査していきますので、その中で相続放棄ですとか、そういった所有者の不明という形では出てきますけれども、今把握しているこの226件の中では全体的に相続放棄、それから所有者不明というのは何件というのは、やってきた分には分かりますけれども、その中で全体では何件あるかというのは把握してございません。また、把握できる状況ではない。1件1件調べるということをしていませんので、例えば隣に迷惑かけたとか、そういったところはそれについては調査してまいりますけれども、ですから全体的に226件全部把握しているかということは、その中では相続放棄ですとか、そういった手続までは至っていないというのが現実でございます。

それから、2点目の固定資産税などの未回収額でございますけれども、これについては所有者の不明、空き家等に対する固定資産税の未収額、あるいは不納欠損の中で分けしておきませんので、実際にその部分だけで不納欠損何ぼ、未回収額幾らという中では押さえてございません。ただ、雪下ろしですとか、そういった経費というのは、予算特別委員会の中でも堀澤議員のほうから質問ございましたけれども、年間20万ほどの予算を持ってございますけれども、直近で申し上げますと令和3年度は対応ございませんでした。令和4年度については2件、これらの屋根の雪下ろしで2件実施しております。それから、今年度につきましては3件、これも16万5,000円ほどかかっておりま

すけれども、これも雪下ろしの部分で3件実施しております。

それから、3点目の今後どのタイミングで決着をつけようとしているのかということでございますけれども、まず前提といたしまして空き家につきましては個人の財産でありますので、管理不足に伴って賠償等の責任はその所有者が負うこととなりますので、放置することでのリスク、何かあった場合のリスク、そういったものを引き続き、今でもやっておりますけれども、引き続き所有者に進めていきたいというふうに考えております。今この空き家対策については、法改正がどんどんなされて、国のほうの法改正もなされてきておりますので、そういった中で空き家の管理不全等につきましては、方法論としては裁判所に申し立てて、管理人を立ててもらって対応していただくということを考えられますけれども、そういった申立てをする場合には私どものほうでお金払わなければならない。そういうこともあるものですから、そしてその払ったお金が回収できるかといったらそうはいかない。例えばその家を壊した分のお金を土地を売ってその分で賄えるかといったら、いろいろな問題ございますので、その辺はやはりこれから個別で判断していく必要があるのかなと思っております。

ビジョンと申しますか、これは古平町空家対策計画というのが令和元年度に策定してございます。これの見直しが令和5年度が最終年になりますので、先月から空家対策等協議会を開催して、今、次期の計画案について協議進めているところでございますので、3月中には2回目を開催して、次期の計画の策定ができると思いますので、今後につきましてはその策定計画に基づきまして対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○9番（佐藤未知時君）** 財政の面からも空き家問題はいつまでも先送りできない一種だと思いません。古平が2050年に地図から消えてなくなるかもしれない自治体という評価をされている現状です。今すぐに空き家対策と移住者促進をセットで積極的に取り組むべきだと考えます。昨年12月に空家法が改正されました。町の担当各者も日々ご尽力されていることとは思いますが、違う観点から見れば空き家問題というのは、移住者を速やかに受け入れられるという考え方もできるかと思えます。少しでもマイナスをプラスに転じる活用というのが考えられないでしょうか。つまり空き家を移住者促進の起爆剤として生かすという考え方です。

まず、管理不全空き家は、可能な限り町が買い取る。所有者がいる空き家は、国や町からの補助を使って解体費のハードルを下げ、更地化後の固定資産税を軽減するなどの優遇措置を図る。町が買い取った空き地、空き家は、リノベーションを施して移住者促進のツールにすると。空き家対策を手がけるNPO法人、管理活用支援法人を公募して指定する。地元でリノベーションを仕事にする業者を創出する。そして、既存の空き家バンクと連動させた空き家ごとにランク表示された空き家マップを制作して、町のホームページなどに掲載して町民への危機意識の共有とともにリノベーションや移住者の促進を図る。例えばAランクは今すぐにでも入居できる、Bランクは多少の手直しが必要だが、割と容易に入居できるなど。どれも町が長年試行錯誤していて、目新しいアイデアではないかもしれませんが、費用対効果の緻密な裏づけも必要です。ですが、荒地、農地と同様に空き家を活用するポジティブな発想転換をして、今まさしく大胆な施策を打つ乾坤一擲のかじ取りが必要だと思います。町長のご見解をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今私どもも空き家バンク等の登録等もしてございますけれども、なかなか思うようにいけないのが現実でございます。昨年からですか、地域おこし協力隊がそういった空き家を使いながら今やってございますけれども、そういった活用、移住、定住を図っていくというのも一つの活用の仕方だと思っております。ただ、特定空家等の危険性がある、そういったものも本当に町ができるのであればそういったことも可能かなと思っておりますけれども、やはりそこには所有者等の問題ございますので、その辺を一つ一つクリアしていかなければなかなか前に進んでいけないというのが現状でございます。今そういった中で、法に基づいた形でそういったのをやっているのは今2件ほどございますけれども、なかなか皆さん相続放棄ですとか、そういった難しい問題ありますので、その辺は前向きには進めていきますけれども、やはりその家があることによって隣近所に迷惑をかける、不快な思いをさせるということもございますので、そういった中での対処を進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○9番（佐藤未知時君） 空き家状態が数年続いていて、本当だったら解体したいのだけれども、やっぱり解体費が物すごく高くて、ずっと悩んでいる時間が経過しているという現状は半数以上あると思うのです。だから、解体費用の補助だとか、そういうのを町のほうでもちょっと考えていただければ、空き家が今町長おっしゃったようにちょっと台風とか強い風が来たらトタンが飛ぶだとか、隣の家に迷惑がかかる、通行人に何か物が飛ぶだとか、そういうのもなくなりますし、景観的にもいいとは思っています。その辺は積極的にやっていただきたいなど。粘り強く継続していくのも大事ですけれども、非連続性といいますか、もう既に何年もやってきているのだから、ここは大胆に思い切った何かかじ取りというのを町のほうで打ち出してもらえないかなというふうに期待しております。

以上です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） まず、1点目、こどもホームについて。今年2月より子ども第三の居場所、こどもホームの運用がスタートしました。一期倶楽部からの移行状況や新規の利用状況、また古平福祉会のぷらっとほ一む、ひまわりくらぶが昨年12月に終了となった経緯で利用していた子供たちの行き場はどうなっているのか、それぞれ以上教えていただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

2点あるかなと思っておりますけれども、まず一期倶楽部の関係でございますけれども、一期倶楽部、24人全て今の継続児童でございます。利用状況でございますけれども、24人登録して、そのうち毎

日14名から17名ほど利用がございます。令和6年度につきましても新1年生含めると32名の申請がありますけれども、当初については春休みの状況を見ながら、そういった対応をしまいたいと思っております。定員増やす必要性があれば、これはまた増やしていった対応をしまいたいと思っております。

それから、2点目のひまわりくらぶについてでございますけれども、12月になっておりますけれども、今年3月で終了となりますけれども、それも今事業終了後の各種サービスにつきまして福祉会のほうと協議重ねております。ひまわりくらぶを利用している全ての家庭に対して丁寧な対応をさせていただいております。今後についてでございますけれども、利用児童のうち継続利用は希望もないこともありましたけれども、こどもホームの利用につきましては新年度からこどもホームのほうの登録児童に含めております。福祉会の児童デイサービス事業は終了しますけれども、規模を縮小した中で日中の一時支援事業というのは預かりだけのサービスは残りますので、そういった中で要支援児につきましてはこどもホームと両方を利用しながら、放課後を過ごしていただくという形で進めてまいりたいというふうに思っております。

**○2番（寶福勝哉君）** 入所希望の受入れについて、結果的に100%希望どおりに移行できたということは安心できたのですが、今回私この質問させていただいた理由というのがこどもホームに入所できるか否かで不安になっている家庭、ご家族が数組いらっしゃったということなのです。入所に当たっての書類が来ないだとか、ぷらっとほ一む、ひまわりの運営が終わったらうちの子はどうになってしまうのか、あとは本当に4月からの新規の受入れ態勢はうちの子入れるのかとかという不安を持っている相談を数件実際受けました。何が原因かということ、要は役場職員さんが書類出した、口移しで言った、でも実際家庭にはそれが届いていない、伝わっていない。そういう伝達方法、周知の方法がちょっといまいち今回はうまくいってなかったのではないかとこのところにあると思うのです。本当に口頭で言っているものなのか、紙で出すものなのか、それをはっきりしていないがためにこの問題出たと思うので、今回のこどもホームの件だけではなくて、役場全体が町民に対しての周知の仕方という部分でもうちょっと考えていかなければいけないことではないかなと思うので、今回質問させていただきました。今後この件に関して町民に対しての周知に対して是正していただきたいが、その件に関してどう思うかお答えいただきたいです。

**○町長（成田昭彦君）** 私町長になったときから町民目線での行政というのを推進していますので、そういった中でそういった問題があれば、それはまた内部のほうで検討しながら、やはり分かりやすい行政というのを進めてまいりたいと思いますので、その辺はまた内部でちょっと話し合いをしながら、前向きに明るい役場、皆さんが信頼できて、窓口に来られるような役場を目指していますので、その辺はもう一回私どものほうで再確認しながら検討してまいりたいと思います。

**○2番（寶福勝哉君）** 町民が役場対応で不安になるというのはあってはならないと思いますので、今までやってきたことが普通ではなくて、よりよくするという部分の考え方というのは新たにやっぱり考えていってほしいなと思います。

2番目の質問に移ります。国道沿いの街路灯についてなのですが、役場からニコットさんにかけて一応商店街、あの国道沿いの街路灯なのですけれども、点灯の時間が非常に暗くなってからライ

トがつくという設定になっているように感じまして、実際に暗くなってから小学生、中学生、高校生が往来するというのを見受けられて、暗過ぎる町というのもどうかというところでこの質問をさせてもらっています。町の景観イメージや防犯の観点から、早い時間の点灯を希望します。町の対応をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 国道沿いに町で設置している街路灯、全部で今48基つけてございますけれども、そのうち国道沿いが32基、ちょうど中央通りのところに16基ということになってございますけれども、これ街路灯自体がタイマー設定ではないのです。タイマー設定ですと、その時間になったらつくという形なのですが、今点灯、消灯については光を感知してつく形になってございますので、それが季節や天候等によっても点灯時間が変わりますので、そういった防犯上、それから町の景観のイメージから考えるとやはり早めの点灯が望ましいと思いますので、何かセンサー付近にそういった光を調整するようなフィルム等をつけて、早めに点灯するかどうか、そういった試験を行いながら、なるべく防犯の意味からもそういった対応はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） まず初めに、少子化問題についてです。これは、私9月にコロナになって欠席したものですから、引き続き質問させていただきます。

古平町の去年の新生児は何人だったのかご存じだとは思いますが、このままでは近い将来に子供がいなくなるという年が来る可能性があることも今後は視野に入れなければならないと思います。この少子化問題に対して町長はどのようにお考えでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） まずもって去年の出生児数でございますけれども、出生児数5年度については4人でございます。直近ですと来年1年生、来年というか、今年と言ったほうがいいのか、1年生に上がる子が25名なのですけれども、それが平成29年度の出生児数でございます。その後30年度が10人、元年度が11人、2年度におきましては3人、それから3年度が7人、4、5年度が4人で、6年度は7人くらいの予定でございます。

そういった中で、少子化対策としてこれまで第3子以降に対する出産祝金や給食費の減免、それから子育て世帯に対しまして紙おむつの購入費用の助成ですとかごみ袋の配付、様々実施してきております。ただ、そういった小手先のことではもうこの出生というのは少なくなるというのは止められない現状かなと思っております。やはりこれから考えていかなければならないのは、若年層の雇用面、それから住環境の充実、若い人が残る、戻ってくる、結婚する、そういったものを環境をつくっていかなければならないのかなと思っておりますので、それに付随した様々な方策を検討していかなければならないと思っております。そういった中で、6年度については漁業者の就業支援ですとか創業支援ですとか、そういったものに取り組んでいるわけでございますけれども、やはり自然減はやむを得ないとして、自然増のほうをそういった形で当面は考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。町立の幼児センターみらいは、今の年長さんが今年の春には18名卒園するため人数がかなり少なくなるというふうに聞いております。今年度の入園は、今のと

ころ1歳児が1名ということでした。あわせて、待機児童もいないとのこと。現状は30名を切る予想で、特に3歳児は4名しかおらず、この子たちが入学する3年後にはほかから転居されてこなければ1年生が4名しかいないということになります。

こども家庭庁のウェブページには、幼児教育や保育の無償化について書かれています。今町長がおっしゃったように通園送迎料ですとか食材料費、行事費など、これまでどおり保護者の負担になり、年収360万未満相当の世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては副食の費用が免除されています。ゼロ歳から2歳までの子供たちは、非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。幼児センターみらいも同じく右倣えでやっているのですけれども、これは国の方針に沿ってのことかと思われ。安心して子育てができる町をつくるには、子育てに係る費用をなるべく町が負担できるところは負担して、もっと支援を増やしていくことが必要かと思われ。保育料の無償化や給食費の無償化で町外からの移住の促進にもなると思います。無償化にすることで各家庭での可処分所得の増加が見込めると。その増加により、町以外からの移住者による税収も見込めるのではないかと思います。これらについては併せてどう思われますでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 議員おっしゃるとおり、やはり今一番手っ取り早い少子化対策というのは、町外からのそういった移住者を求めるというのが一番手っ取り早いのかなというふうに思っております。議員おっしゃるように、これからの少子化対策について、子育て世帯が子供を育てやすい環境をつくっていかねばならないという中では、今の保育料についても3歳未満の第1子だけ徴収している保育料についてもこの一、二年で無償化の方向で考えていかねばならないのかなというふうに考えておりますので、その辺でご理解願えればと思います。

**○7番（堀澤理恵君）** 少子化の解決策の第一番は、私は古平の一番の産業である漁業を発展させることだと思っているのです。町では、子ども医療費の助成や独り親家庭の親子に対して医療費の一部を町が助成するという制度、あとチャイルドシートの購入金額、1台につき1回当たりに助成などを行っていますけれども、まだまだ不足だと思うのです。古平の一番の産業である漁業を発展させることで、漁業に従事している漁師さんたちの生活が潤って、安定して、子供がたくさん生まれて、町も発展していくのではないかと思います。私は移住して5年目ですが、経験はあまりございませんけれども、次の質問にも絡みますが、以前のコロナ前に行われていた漁協祭を復活させるとか、あと漁港会館の補修も終わったことだし、すぐにはいろいろできないかもしれませんが、このまま何もせずに漁師さんたちに任せておいてはせっかくの一番の産業である漁業が衰退して、ますます少子化が進むばかりかと思えます。

古平町には高校がないです。中学を卒業すると町外へ行ってしまいます。高校卒業後も就職できる魅力的な場所が今のところないです。ふるさとを離れて、違う世界に触れてしまったとしても、子供たちがそこで学んだ多くのことを将来的に自分のふるさに役に立てたいと思ってもらえるような仕組みを考えられてはいかがでしょうか。子供は国の宝です。子育て世帯がもっと増えて、安心して住めるような町になるよう、町としてどうやっていくべきかを考える時期だと思っています。そういう世帯がなくなってからは手後れになるかもしれないので、その辺あたりの町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 本本当に産業の発展なくしてそういった人口の増というのは見込めないと私も思っております。もっと申し上げますと、町レベルで実際にそういった支援、子育て支援しているそういった小手先の問題ではなくて、例えば今の漁業の問題一つ取りましても15歳以下の、いわゆる中学生、中学生以下の子供の占める割合というのが古平町の場合6.2%、全体の6.2%なわけでございますけれども、これを後志管内で見っていきますと日本海側、余市から始まって余市、古平、積丹、神恵内、泊、寿都まで全て10%以下、15歳以下が10%という現状でございます。それに比べて山麓といいますか、倶知安、留寿都、ニセコのほうは13%とかという形になっていきますので、これは町レベルというよりも、そういった意味の日本海側の漁業のほうはどうなのと、そういった大きな問題にもなってきますので、お互いの町村の中でのそういったものも必要になってくるのかなというふうに考えていますので、大きな目で、私どもの町でできることは進めますけれども、そういった大きな面でも考えていかなければならないということをご理解いただければと思います。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。では、引き続きやっていただければと思います。

続きまして、空き家対策についてです。先ほど佐藤議員がいろいろ質問されましたので、私のほうからは現在の空き家バンクについてですが、これは今2件登録されておりますけれども、これだけ空き家が存在するにもかかわらず、たった2件です。空き家ワンストップ相談窓口を令和5年の6月16日に設置していると思っておりますけれども、空き家は、先ほど答弁でおっしゃっていただきましたけれども、周辺や地域への悪影響を与えたいと思います。雑草が伸びて、景観が悪化して、不衛生な状態から悪臭の発生、あと老朽化による家屋の倒壊などという問題があります。実際に先ほど申ししておりましたけれども、屋根の雪下ろしなどの3件とか2件とかという問合せがあったということでやっておられると思うのですが、さらに不法侵入や不法占拠などの犯罪のリスクも高くなります。また、空き家内部での犯罪や放火のリスクも高くなるので、周辺の自治にも影響します。居住者のない空き家は、防犯上、防災上、生活環境上多くの問題を生じさせますし、地域コミュニティーの活力を低下させる原因の一つになっているかと思っております。空き家解体助成金は、地域によっては出ていると聞きます。古平の住宅で持ち主が亡くなって相続人が相続放棄した場合、固定資産税はかからないとお聞きしました。ちなみに、京都市は、空き家をそのままにしておく固定資産税が6倍になるようです。令和8年1月1日以降より施行されるそうですが、何か町として具体的な対策などあればお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） まず、国の空き家対策としては、そういった周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家である特定空家、それから制度的に法律改正なされてきておりますけれども、やはり管理不全といいますか、そういった空き家の指導、勧告が行えるという予防的にそういった措置が強化されてきておりますので、それに基づいた町の勧告等も進めてまいりたいと思っておりますけれども、5年度管理不全で指導したというのは10件ほどございます。その中では、雪ですとかあるのですが、議員おっしゃるように、先ほど佐藤議員にも説明しましたけれども、金額に表れない部分、不衛生といいますか、キツネが家に侵入したり、そういったこともございますので、そういった中ではやはり町としても対応していかなければならないというふうに考えております。

空き家の利活用を促進していかなければならないという中で、しりべし空き家バンクですとか、古平町の空き家情報バンクの掲載、先ほど2件と言っていましたけれども、そういったものを通じて、やっぱり利活用を促進させていかなければならないというふうに考えております。そして、実態としては、まず掲載を希望する物件数が少ないというのが現実でございまして、そういった中でも今後も引き続き法に基づきまして、今年度、5年度から開始した空き家ワンストップの相談窓口ですとか、そういったものを含めて様々な対策をこれからも進めていきたいというふうに思っております。

**○7番（堀澤理恵君）** ありがとうございます。例えばですけれども、固定資産税は全国一律で1.4%ですが、空き家認定をして、認定された空き家に対して固定資産税が段階的に増えていくなど、しっかりとした時間をかけていくことで物件が流通して、空き家が次第になくなっていくと考えることもできると思います。

空き家の活用方法は、大きく分けて3つの手段があると思うのですが、空き家を生かして貸す、建て替えて貸す、更地にして活用する。空き家の実際の活用法は、ほかにもいろいろありまして、住宅用物件、店舗用物件として賃貸にする、借主負担型DIY、お試し移住用住宅、シェアハウス、民泊経営する、トランクルームにする、あと地域のコミュニティースペースとして提供するなどもあるかと思えます。先日町民の方から車の運転が可能ならどこへでも出かけられるので、いいけれども、運転できなくなった場合はストレス解消、気分転換などに昼夜気軽に足を運びやすい憩いの場などがあると認知症の予防にもなるし、少しはよいのではという意見をいただきました。このような空き家の利用法もありかと思えます。

相続した土地の国庫帰属制度が2023年4月の27日から始まりました。このような所有者不明の土地の増加を抑制して、さらに発生を予防するために今回相続登記の申請の義務化などと併せて、相続した土地を国庫帰属できるような制度が施行されるようになりました。古平町としては、防災無線を利用して空き家情報を流すとか、ホームページを更新したら内容を流すなど工夫が必要かと思えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** やはり情報を流すというのが第一かなと思っております。今の形からいきますと土地が安い。解体しても解体費用が土地を更地にして売ってもその分が出てこないというのが現状でございまして。そういった中ではなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、例えば古平福祉会でカクサンの跡、購入したかどうかは分かりませんが、あそこもすごく町としては助かる、バスの待合所ですとか、そういったコミュニティーの場として活用されているのかなと思えますので、そういった物件があって、そういうものがあるのであれば、そういったものをまた考えていきたいなというふうに思っております。

それから、今の固定資産税の部分については、ちょっと私も把握していませんので、担当のほうから説明させます。

**○町民課長（五十嵐満美君）** 堀澤議員の提案された固定資産税上げていくですとかという提案ありましたけれども、単純に考えますと固定資産上げて空き家については、先ほど一般質問で出ていたと思うのですが、かけても入ってこない確率が上がるだけで、不納欠損が増える、滞繰

が増える、それしか今見通せません。高くなったから払わなければと言ってくれる方も確かにいるとは思いますが、無駄に上げていくことはちょっとリスクのほうが高いかなという感じはします。

○7番（堀澤理恵君） 引き続きその辺りは一步踏み出してほしいなと思っております。

次に移ります。古平町のイベントの在り方についてです。現在行われている古平町のイベントといえば、お祭りや、今はやっておりませんが、漁協祭、ロードレースなど幾つかの行事がありますが、これらの行事やイベントは観光面での町外からの来客数の増加に大きく寄与しており、町内経済に与える影響も大きいものと考えます。こういった町のイベントの実施と今後の在り方について何か新たに考えていらっしゃるイベントなどはございますでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） まずもってイベントの在り方についてでございますけれども、やはり地域資源を活用して、そういった観光客を呼び込むというのは地域経済の活性化につながっていくことかなというふうに考えております。執行方針でも触れさせていただきましたけれども、今後整備される道の駅を観光の拠点として考えているところでございます。年間通して多くの観光客の来客を目指していくということで、今の指定管理のほうでもそういったイベントを催していきたいな、これからできる150年広場ですとか、そういったところを利用しながら、観光客の増加を期待しているところでございます。

それから、議員おっしゃるように漁協祭、せっかく軌道に乗ってきたときにコロナということで、私どもも続けて、続けてというふうに組合のほうにはお願いしているわけでございますけれども、そういった中でやはり漁協祭はもう一回実施してもらいたいなという形でこれからも進めてまいりたいと思っております。

それから、道の駅と漁港を使った海業というのもこれから、今申請して、それが許可になると、そういったものを利用しながら、積丹町には100万人以上の観光客来ているわけですから、その方たちが古平でいかに足を止めていただいて、金を落とすとしていってくれるのか、そういったこともイベントとはまた別に、どういう形でここに足を向けてもらえるのか、そういったことも内部で話し合っていかなければならないのかなというふうに、やはり観光というのはお客さん来なければ観光ではないですから、そういった形で進めていければなというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。私も少子化等対策について様々な子育ての無償化での町の収入源ばかりを申し上げたのですが、ふるさと納税などの収益もございますけれども、これは毎年確約できるものではないと思うのです。なので、古平でのイベントや行事を活性化することで、道の駅も含めて子育て世帯へのもろもろの無償化への財源にもつながるのではないかなと思っております。

お祭りについては、町内外からもたくさんの方が見えます。出店など出店料をいただいてもよいのではないかなと思ったりとか、あと漁協祭については復活されるようでしたらこちらも収入源につなげる仕組みも考えることもできると思います。

それと、古平ロードレースですけれども、一昨日も申し上げたのですが、なぜこのようなネーミ

ングにされたのか少し私は疑問に思っていて、最初に聞いたときは本当に自転車の大会だと思っていました。後ほど名前の由来などをお聞きできればと思いますが、古平ロードレースについては昨年初めて参加いたしました。出場された方から古平のブースがないようですけれども、特産品はないですかと聞かれて、前回もお話ししましたが、参加賞だけになりますと教育委員会の方が答えていました。キッチンカーや出店されているのは町外の方がほとんどで、これでは古平にはお金が落ちないとそのときも感じました。この大会のときに古平町の特設ブースを設けて、古平のたらこや魚を販売できたらなというふうに思っていたのですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） もともと古平ロードレース大会が始まったのが昭和47年か、8年かだったと記憶してございますけれども、そのときのなれ初めというのは健康祭りという方向で、こんな大規模な形で考えていなかった。記録を取ったり、そういったこともない。そういった出店もない。そういった形で町民の健康維持のためのというのが取っかかりでございます。今1,200名のうち1,000名近く町外から来ているような、そういう大イベントといいますか、そういうふうになったわけでございます。出店等につきましても何年か前から実施して、去年までは町のたらこ販売の店も出ていたのですけれども、今回も募集したわけでございますけれども、希望がなかったというのが現状でございます。そういったものをやはり広めていかなければ、そういった宣伝にもつながらないのかなと思っておりますので、また本年度実施するようであれば、そういった呼びかけも必要かなというふうに思っておりますので、これはロードレース実行委員会のほうになりますので、そちらのほうにまたそういったお願いもしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。一昨日も申し上げたのですけれども、これは私の経験から再度お話し申し上げますが、私は出身地の新潟で10年以上にわたり新潟マラソンに参加しておりました。そこで今回令和5年に出て感じたことなのですけれども、新潟マラソンでは当時参加費が4,000円でした。記念のTシャツやタオルも頂いております。参加者全員に記録証も頂いて、10年連続で出場すると記念品も頂くことができました。現在は、フルマラソンの参加費は1万1,000円ほどです。新潟マラソンは公認コースでしたので、招待選手も毎年参加されて、1度高橋尚子さんと一緒に走ったこともあります。記念のTシャツは何度も着て、最終的にはパジャマになりましたけれども、とてもよい記念でした。余談ですが、北海道マラソンの参加費は今1万6,500円、札幌マラソンは7,000円、東京マラソンは1万6,500円です。横浜マラソンと大阪マラソンは2万3,000円かかります。古平ロードレースも1,200人を超える方が参加される大会です。町外の方も数多くいらっしゃるって、マラソン大会だけではなく、帰りに温泉に立ち寄ったり、食事をしたり、買物をしたりして帰っていただきます。そういった方々を、足を運んでくださる方々を記念になるタオルやTシャツを作ってみてはいかがなものかなと思っています。参加される方は、多少金額が上がっても、毎年楽しみにされている方も多く、参加されると思うのです。むしろそういうものがあったほうが張り合いにもなりますし、例えばふるっぴ〜を印刷したり、非公認とお聞きしましたがけれども、ふるっぴ〜を印刷したり、町内外の方が実際にTシャツを着てくださって、古平町の宣伝にもなると思います。今はネットで印刷を頼めば格安で印刷もしてくれます。教育委員会の方の毎

年のご苦勞は承知ですけれども、今後のことも踏まえてお考えいただければと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） ちょっと私の担当の部門から離れるわけでございますけれども、逆に今議員おっしゃったように参加費が周りは非常に高い、年々そして上がってきているみたいなのですけれども、大阪マラソンなんかもこれから続けていくのに大変だとかと言っていましたけれども、逆に古平の場合は参加費が安くて景品がいいよねということで来てくれている方も事実でございます。そういったものを踏まえながら、教育委員会のほうで、これから実行委員会等の会議もありますので、今日の意見等を踏まえながら進めていければなというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） 町長に2点ほど質問いたします。

最初は、たらつり節記念碑についてということで、町長はこの問題でこの前に質問したときに、記念碑建設について間に合えば令和6年度で予算措置をして、たらつり節愛好会などの意見を聞きつつ、場所やデザインを検討したいという前向きな答弁をしていただきました。建設する方向で間違いありませんか。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

たらつり節記念碑についてでございますけれども、記念碑につきましては令和6年度に予算計上してございます。予算説明のときにちょっとそこまで入れなかったのですけれども、商工費の中で道の駅ふるびら開業準備業務委託料653万2,000円計上しているわけでございますけれども、その中に記念碑の分100万円含んだ中での予算計上をしてございますので、この後につきましては雪解けを待って建設場所、それからどういったデザイン等について、たらつり関係者と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） この問題を町長に質問しまして、町長前向きな答弁してくれたものですから、その後この歌を作った方のご遺族に町長こういう考え持っているよと言ったら、ああ、よかったとみんな大変喜んでいました。だから、なるべく早い時期にやってほしいなと思っています。

そして、古平にはたらつり節のほかにもまだ古平のもう一つの歌もありますので、古平小唄とか、古平の歌があるのですから、そういうものを例えば今町を宣伝しようとしている、これからさらに宣伝をしていこうというときに、これは古平のもの、これも古平のものというものを他町村から来た人に示して、そして言っていきたいと思っています。たらつり節の場合は、全国大会も前に何年にもわたってやって、すごく盛大にやっていた経過もありますので、全国大会まではしなくても、今実際に例えば小樽とか札幌方面でこのたらつり節を一生懸命やっている人方がたくさんいるそう

ですから、町としてももう少し早急にやってほしいと。

では、建設するという事によろしいのですね。そしたら、そのデザインとか場所が決まれば、町民に発表するという事によろしいですか。

○町長（成田昭彦君） そういう方向で進めたいと思っております。なるべく早く本当に進めたいと思っておりますので。

○1番（工藤澄男君） 次に、関西電力の風力発電の計画についてということで質問いたします。

最初は、仁木、余市、古平が想定区域に入っていたが、仁木が想定から外れ、余市、古平が想定区域になり、風車18基設置、最大出力7万5,600キロワットの発電所を造るということを発表しましたけれども、余市、古平、想定から外れた仁木町から道知事に意見書を提出しましたけれども、古平町では建設についてどのような考えでいるのかお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 関西電力の風力発電についてでございますけれども、先般議員おっしゃるように環境影響評価等について余市、古平、仁木のほうの意見を知事のほうから求められております。その中で、1週間ほど前でしたか、道新のほうに余市、仁木、古平の考え方を載っていましたけれども、余市も古平も仁木も賛否については今回の部分では触れておりません。その中で私どもが求めたのが環境への調査徹底と、それから住民への丁寧な説明をお願いするという事で知事には上げてございます。聞きましたら、余市についてもやはり低周波ですとか体に対する影響、それから景観、そういったものについて配慮しながら進めてほしいということの意見でございますので、今の段階ではそういったものを一つ一つクリアしながらでなければ賛否についても出せないのかなという考えでございますので、そこでご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） この風車については、何年も前から全国各地で風車建設ずっと続いております。そのたびに人体に必ず影響が出ているという報道がよくされていたのです。それで、今回古平町と余市に建てる風車も大がかりなようですので、そういう人体に対しての被害とか、それから森林伐採してそこに建てるわけですから、例えばその部分の土砂崩れや雨が降った場合に水の流れが変わったとか、そういうような問題が起きるのではないかと懸念しておりますけれども、そういう点も考慮していただきたいと思っております。

そして、想定から外れた仁木町というのは、どうして想定から外れたのですか。

○町長（成田昭彦君） 仁木については、今の部分に観光面、観光面といいますか、景観とか、そういったもので何か引っかかるということで、関西電力のほうからそこは諦めたというふう聞いてございます。ただ、仁木の南部のほうはまだその可能性があるというふうには聞いてございますけれども、仁木の佐藤町長は反対ということで表明していますので、これからどうなるかは分かりませんが、何かそういう感じで進んでいるというふう聞いてございます。

○1番（工藤澄男君） 今の仁木の部分については分かりました。

それで、余市、古平でまず先ほど申し上げましたような18基で7万キロ以上のものを造るということですので、実際に例えば今共働の家のところは4基でしたっけ、風力ありますよね。あれによって例えば共働の家の人方に何か影響があったとか、そういうようなことはあったのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 一切そういったことは聞いてございません。

○1番（工藤澄男君）　　そういうまず被害がないようであれば、恐らく建設に町長も賛成していくのだらうと思っていますけれども、もし関西電力がこれを古平にやるといった場合に、その関西電力と何か違う形で提携して、古平町に何か力を貸してくれるようなことは考えていますか。例えば旅行村をちょっとやっってもらおうとか、そのほかまた何かあったらという、そういうのもまた町長逆にやっってもらおうほうなのですけれども、それも付け目ではないかと思っているのですけれども、これ最後の質問で、答弁よろしくをお願いします。

○町長（成田昭彦君）　　そういったことも含めまして、先般3月4日に関西電力と包括連携結んだわけでございます。そういった旅行村ですとか牧場の遊休地の活用等についても知恵を貸していただきたいということで結んでいますので、ただこの間そのときに話したのですけれども、いろいろな問題あるみたいで、例えばうちが認めても余市が認めなかったらどうなるとか、だから先行きはまだ全然分からない感じで、いろんな許可ももらわなければならないみたいなのです。環境省、国交省だけでなく防衛省も何かはまってきていますので、その辺の関係も一つ一つクリアしていったらどうなるのかということもありますので、これからもそういった問題を一つ一つ解決しながら進めていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（堀　清君）　　次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君）　　よろしくお願いいたします。まず、1番目に、コロナウイルスワクチン接種の助成についてということで、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の診療体制について4月以降は公費負担を全廃すると発表しました。ワクチンの無料接種も終了し、主に65歳以上が対象の定期接種となります。64歳以下は任意接種で、原則自己負担となりますが、インフルエンザ同様に町で費用助成をするべきではありませんかという質問なのですが、前回総括質問のときに高野議員のほうから同じ質問が出ておりましたが、6月議会のほうでこれに対する助成をインフルエンザと同様にやっていきたいという回答だったと思いますが、そういう考え方でよろしかったですか。

○町長（成田昭彦君）　　総括質問のときに高野議員にお答えしたと思いますけれども、まだ北後志の方向性も見えてございません。そういった中で、私どもは、1人7,000円という国が示した金額でございますので、それに対してどうするのかという、まだそういった余市医師会の中での話し合い持たれていない。大体国の基準が出てきましたので、これから北後志5か町村で踏まえながら進めてまいりたいと思っています。私個人の考えとしては、やはりインフルエンザ同様あたりで落ち着くのがいいのかなという気はしてございますけれども、またそういったものが出ましたら早急に6月補正でもお示ししていきたいというふうに思っております。

○3番（中村光広君）　　ありがとうございます。今でこそ5類に移行になったということで、症状が軽く済む方もいらっしゃいますし、あと持病を持っておられる方はやはり重病による可能性もありまして、入院とかになりますと非常に負担がかかる事態になっておりますので、ぜひインフルエンザ同様に考えていただきたいと思います。

次に、2番、猟友会、ハンターの現状はということで、獣害駆除に当たるハンターはどんどん高齢化が進み、緊急時の出動にも支障が出る事態となっております。道内ハンターの登録者数は減少しており、深刻な問題となっております。古平町の猟友会、ハンターの現状と今後の対策について

のお考えをお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 有害鳥獣の駆除に当たっては、本当にハンターの確保というのは非常に重要でございます。全国的に見ましても本当に担い手不足の問題等抱えてございますけれども、幸い古平については今全体で20名ございます。平均年齢も45.5歳ということで、非常に若い形で今実施しております。20名のうち4名は積丹の方でございますけれども、そういった中で今20名で活動をさせていただいています。年代的に申し上げますと、20代が4人、30代2人、40代7人、50代4人、60代1人、70代2人ということでございますので、うちのほうとしてはハンターの確保については今のところそういった形で進んでいて、よそのまちよりは恵まれているのかなという考えでございます。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。結構年齢的に若いので、ちょっとびっくりした次第であります。

有害鳥獣といいましてもヒグマからキツネ、アライグマ、カラス、キジバト、エゾシカ等ございますが、特に最近問題になっているヒグマに関してお聞きしたいと思います。記憶に新しいところによると、函館の大千軒岳というところで20代の大学生がヒグマによって遺体になっていたと。翌日に消防職員が登山で3人で行ったところ、同じ場所でヒグマに襲われたという記憶に新しい事件がありました。私もちょっと山登ったりするの好きなものですから、たまに行ったりするのですが、昔は熊鈴つければ安全だとかいうことで、熊鈴リュックにぶら下げて、ちんちん、ちんちんと登っておりましたが、熊鈴というのは全然役に立たないものなのだというふうに思いまして、今後山登りするには熊スプレーですか、そういうのも持っていけないとちょっと危ないなというふうに考えておりましたが、ハンターさんというのは、私が考えるにはそういった有害鳥獣をハントするのが趣味といたしますか、そういった部類で、愛好家みたいな形であったのが猟友会だと思うのです。熊とか今出没した時点で、それを駆除したりするのに銃を持っている組織というのが猟友会以外でないですから、だから猟友会に対してはボランティア的といいますか、そういうことで頼んでいるという実態があると思います。お聞きしたいのは、火事とかの消防団員さんとかも一緒ですけども、その出動に対して今いかほどの金額を出しているとか、あと弾薬とか交通に使うガソリン代ですとか防弾チョッキですとか、そういった部分に何か補助的なものはあったかどうか、そういったところを聞かせてください。

○町長（成田昭彦君） 古平では鳥獣被害対策実施隊員という呼び方しているわけでございますけれども、今大きく考えて報酬的には、堀議長ですとか梅野議員からも出ていましたけれども、ハンターへの報酬というのは出していますけれども、今鹿の部分が増えていて、予算説明もそこまで細かくしなかったのですけれども、古平町の今言った鳥獣被害対策協議会ってあるのですけれども、そちらの助成金を昨年までは19万5,000円だったのですけれども、今年は55万2,000円で見てください。これは、猟友会のほうからも要望ありまして、本当に議員先ほどおっしゃったように弾の値段とかが物すごく値上がりしているということで、1回出動してもかえって赤字だということで、その辺で上げさせていただいております。ただ、ヒグマの捕獲については、まだ積丹町のほうが動きちょっと見えないものですから、その辺とまた一緒にしながら、ヒグマの報酬についてもこれか

ら考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。ハンターをこれから育成していくにしても、どうしても経費という部分がかかりますので、そういったものを駆除するところというのは猟友会のほうにお頼みするしかないのが現状ですので、別段そういった動物を殺したいがために出動するわけではないので、どうしてもそういった部分に頼まなければいけないという部分はありますので、経費的な部分、そういった部分を少し厚く見ていただければと思います。

ちょっと提案なのですが、これからのハンターを養成するとかいうことで、道のほうからのそういった部分で助成をしていただけたらということが道議会のほうでも出ておりました。地域おこし協力隊の部分で、そういった古平町におけるヒグマ以外にもいろんな駆除をしなければいけないような動物おりますので、そういった駆除するような方たちを地域おこし協力隊ということで募集して、その3年間のうちに駆除する方法ですとかいろいろなことを学んでいただいて、3年間過ぎたときにはそういった部分で採用するとか、これからのハンターの育成ということを見ると、そういった部分で考えていければいいかなというふうに考えていたのですが、そういったところは育成の部分でどういったことを考えておられるでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 別に地域おこし協力隊にそういったハンターというのは考えていませんけれども、そういった免許取得に希望があるのであれば、そういったものはまたそういった中で考えていけばいいのかなというふうに思っております。今国のほうから示されている散弾銃が駄目になるとか何年以内とかと、何か厳しくなっていて、今道のほうからもそれでは対応できないので、要望していくというような、要望しているということも聞いていますので、その辺も含めながら、猟友会とも連携図りながら、これからも育成等についても、今が若いからいいということではなくて、その辺は前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 今回の質問については、町道の排雪についてです。

1月下旬より町道排雪が行われ、約1か月で終了しました。正確には23日と聞いております。浜町方面から始まり、その後新地方面へと行われました。毎回排雪は浜町からですが、私も仕事柄浜町のみならず新地方面もよく行きますが、今回は明らかに新地方面のほう道路事情が悪かったです。特に今年は新地方面からやってほしかったという声が私のところに多数届いております。排雪をしましようというときに、そのときの道路事情を鑑みてどちらかを優先するというのを検討する、そういう考えはないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

町道の排雪についてでございますけれども、ここ数年来浜町のほうから実施してございます。というのは、やはり浜町のほうに小中学校を擁しているということで、まずその道路の安全確保を図らなければならないという考え方から進めております。今年に限って言いますと、本当に新地方面、私も見て歩きますけれども、車1台通るのがやっとみたいな感じでした。今年は大雪もございました。1週間あれば浜町のほう終わるわけなのですけれども、今年はその倍かかっているような状況でした。そうすると、やはり新地方面が悪路になるというのは当然のこととして、これが

まず新地からやっていたら今度は浜町のほうが悪路になるという形になりますので、今の段階では小中学校の子供たちの安全確保というのを考えた場合、やはり浜町を優先してやっていたらいけないのかなと思っております。かつては新地方面も漁組の前ですとか、産業道路なのにやるの遅いのではないかという話もありましたけれども、今車等も浜通って国道に出ている状況ですので、今のまま浜町をやっぴり先という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（梅野史朗君） 小中学校と言われますと、確かにそうですねということになろうかと思えます。

ただ、今回非常に大雪で時間がかかったというせいもありますけれども、どうしていつも浜町からというのが西部方面の方の強い意見でございます。小中学校あるのは十分分かっておりますが、せめて3年に1回、5年に1回ぐらいは西部方面からやってくれないかなというのも確かにあろうかというふうには思うのです。その辺もうちょっと考慮いただければなというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今年みたいなそんな日数かけた排雪にならない段階での排雪を心がけるような形で、浜町から先という考え方で、公共施設、小中学校の安全、安心、通学路の確保ということを考えますと、やはり浜町から入るのがベターなのかなという考えでおりますので、しばらく浜町方面から先に手がけたいという考えには変わりございません。

○6番（梅野史朗君） その考え方としては十分理解いたします。違う意見を聞いておりますので、それもちょうと紹介したいと思います。

1つ目がまずこういうときは新地からやってくれというのが1つ目。さっき言った2つ目、3年か5年に1回ぐらいは新地からやってくれというのが2つ目。3つ目の意見としては、浜町からやるのは仕方ないのだと。ただ、年内にちょろっとカットぐらいでも入ってもらえぬかと。そしたら、しばらく我慢できるのだがと。そうしてくれることによって多分排雪のときも多少日数が短くなるのではないかというお話をされる方がいらっしゃいますが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 排雪といわずカットだけでもということでしょうけれども、そういったものも含めながら、前向きに早め早めに対応できる、ただ予算の関係もございまして、ただやはり住民の足に迷惑かけるようなことなるべくないような形で進めていきたいなと思っております。

○議長（堀 清君） それでは最後に、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、1問目の災害対策について伺います。

3点に分けました。1点目は、能登半島地震を教訓に特に冬期間の備えです。避難とか備蓄などこの見直しが必要と考えています。古平町の場合、現時点で冬期間のああいふ災害時に安全なのかどうかということです。これが1点目。

それから、2点目ですが、先ほども触れましたけれども、高齢者が非常に多くなっているのと、75歳以上の方がその高齢者の中でもかなりの人数を占めています。歩いて何分、高台にたどり着けるかというのがありますけれども、歩けない、歩くのが非常に困難という方が増えている状況で、これらの方たちの避難について今のままでいいのだろうかという点と、それから幼児センターに乳

幼児童、町内のほとんどの子供たちを預かっている施設ですけれども、この避難を万全にする必要があるということで、これも今のままで大丈夫なのかということです。

それから、3点目は、激震の場合、西部地区と浜町地区の間に崖地があります。能登半島地震でも分かりましたけれども、トンネルの出入口の土砂崩れだとか、それから斜面崩壊、浜町方面と西部方面の間の斜面崩壊が懸念されます。それで、分断される可能性が非常に高いです。西部方面の避難場所の床面積というのですか、施設というのですか、そういう数だとか、それから双方の備蓄品の在り方、置き場所、それから量、これが一体どの程度の状況にあって、万全なのかどうかという点の検討が必要でないかというふうに思いますけれども、かいつまんで答弁をお願いします。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、災害対策についての（イ）でございますけれども、避難や備蓄などの見直しについて、それから高齢者の避難対策についてでございますけれども、備蓄品につきましては、能登半島地震を契機として備蓄品の見直しの予定はございませんけれども、令和6年度からは地域づくり総合交付金を活用して備蓄品の整備を図っていきたくと考えております。

それから、避難面についても、地震、津波というのはスピード感ですから、そういった中ではやはり公的支援にかかるまでの時間もかかりますし、限界があるのかなという考えもありますので、まずもって自分の身は自分で守るという災害教育といいますか、そういったものを優先していかなければならないのかなと思っております。避難するルートを確認いただくとか自助、そして隣近所ですとか共助、そういったもので近隣住民で助け合うことなどがまずは重要になってくるのかなと思っておりますので、その辺の災害教育というのをまず実施していかなければならないのかなと思っております。

それから、幼児センターの乳幼児対策でございますけれども、この部分につきましては幼児センターでは毎月年12回避難訓練実施してございます。そのうち地震を想定した訓練は5回行っております。その場合でも歩くことがおぼつかない乳幼児の避難方法につきましては、散歩カーあります。散歩カーに乗せたり、また保育士がおんぶひもでおんぶしたり、そういった中で指定の場所まで避難する、そういった訓練をしてございます。冬時の訓練では、敷地内外の除雪関係等日常的に点検して、避難経路の確保を徹底しているところでございます。防寒の身支度をしっかりした上で、そりに乗せたり、おんぶひもで背負ったりして避難する対応の場所、温泉の手前、階段の下辺りまでの避難を繰り返しております。先日そちらまでの避難時間が津波警報発令で避難で8分でその場所まで到達できたということを聞いておりますので、そういったことから考えればまずできるのかなという気がしてございます。

それから、ハの場合の西部地区と浜町地区の分断についてでございますけれども、まず分断されるという可能性はないとは言いきれませんが、それ以上に町全体が道路寸断で分断される、そういった可能性も考えられますので、その場合の迂回路ですとか道路警戒等、様々な方法を関係機関と連携しながら対応していかなければならないのかなと思っております。

それから、備蓄品についても、議員ご指摘のとおり、浜町地区にほとんどが備蓄されているという状況でございますので、これについてはやっぱり一部は西部地区にも備蓄できるような体制を整

えたいというふうに思っておりますけれども、一回温泉のほうでやってみたのですけれども、プレハブある中に入れたら湿気が上がってしまって、もたないということもあったものですから、その辺も検討しながら、西部地区の西部集会所なら集会所に置いてどうなのかと、そういったことを試しながら、西部地区にもやはり備蓄してまいりたいと考えております。

**○5番（真貝政昭君）** 災害時というのは、夏場だけでなく冬場も起こり得るわけです。それも24時間いつ起きるか分からないと。幼児センターについては、預かっている時間帯のことを考えればいいのですけれども、やはり備蓄品がこの町の住民にとってどれくらい必要かというのを総点検する時期に来ているのではないかということです。能登の地震を見てもいろいろと教訓が出ているようです。それと、備蓄品の中身についても女性の考え方を取り入れて、再度見直すという方向が提案されています。よく報道されてくるようになりました。そういう見直しも必要ではないのかというこの2点です。

それから、（ロ）なのですけれども、高齢者対策については、本当に危うい対応をせざるを得ない状況があると思いますので、これはやはり課題として残しておくべきだというふうに思っています。

幼児センターの避難のことについては、現場のほうから伺って、かえって周りの知らない方たちが中に入り込むとちょっと混乱が起きる可能性があるということなのですけれども、例えば冬期間の猛吹雪の中で豪雪のときとか、今の状態で速やかに高台に行けるかといったら、ちょっと危ういところがあると。私考えてほしいのは、近隣の例えば加工屋さんの働いている方たちが避難路の確保だとか、そういう協力体制を取り付けていくことは可能ではないかと。保母さんたちが幾ら訓練をしても、大変な揺れのときに速やかに避難できるかどうかというのはちょっと分からないものですから、近隣の住民だとか加工場だとか、そういうところの協力を取り付けて、自分の身が第一ですから、そういうことになるかもしれないけれども、そういう協力関係をつくっておけば何かの手助けになって、安全に避難できるのではないかという、これは提案になりますけれども、検討する余地があるのではないかというふうに思っています。乳母車もありますけれども、それもあろうけれども、やっぱり近隣の手助けが必要なきが絶対来るはずだというふうに思っているのですから。

それから、ハの場合、本陣のほうもそうですけれども、救急車で崖崩れの心配があるところが提示されています。幼児センターの建設に当たっても、そういう地帯に建てるということで窓の向きが制限された設計になっているはずなのです。だから、浜町方面と新地方面が斜面崩壊だとか雪崩とかで分断される可能性は、極めて高いというふうな前提で物事を考えたほうがいいのではないかと。そういう面で今の備蓄品の再配分というか、再配置といいますか、それに触れられましたので、検討を進めていただきたいなと思う次第です。圧倒的に西部方面に少ないのは、避難場所と申しますか、冬期間ですと寒さをしのぐ場所が絶対的に少ないわけですから、やはりこれからの課題として取り組んでいただければなというふうに思うのですけれども、再度答弁をお願いします。

**○町長（成田昭彦君）** 災害の備蓄品については、やはり女性の立場からそういったものは入れていかないと、女性の意見等も入れていかないと、今どこかでも女性の意見を入れるということでや

っていたかなと思いますけれども、そういった形で進めていかなければならないのかなというふうには思っております。

それから、西部地区への備品についてはもっともだと思えます。津波のときどういう形になるのか予測できない形、今私どもで用意できるのが9食分対応できるような形になってございますので、そういった中をどういう形で備蓄すればいいのか、そういったことを含めながら、これからまだまだこういった検討していかなければならない面というのはございますので、そういったことを頭に入れながら、これからそういった計画をまた立てていければなと思っております。

**○5番（真貝政昭君）** 平成5年の奥尻沖の震災のときに新地方面の地盤のもろさというのがある、琴平神社にお祭りのときに集まる以上の避難者が集まって、役場の職員がびびったというのがあるのです。当時浜町方面は、あの地震の揺れのときにほとんどが高台に避難しないで、パジャマを着てテレビを見ていたという状態の人がたくさんいたのです。だから、奥尻のように震度7というのが起きなくても、震度5以上でも西部方面というのは震度7くらいの揺れになるのではないかと、そういう心配をしています。ですから、特別な対応を特に西部方面では取る必要があるのではないかと、そういうふうに思っているのですけれども、心配のし過ぎでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 私も新地方面に住んでいますけれども、私どもは新地でも在のほうですけれども、やはり国道沿いの新地に住んでいる方はダンプ通っただけでも家が揺れるという話を聞いてございます。ましてや西部、丸山方面に行ったら谷地系の土地ですから、そういった面ではやはり浜町以上にそういったものを感じるのかなと思っておりますので、西部地区の備蓄に関してはこれから前向きに検討してまいりたいと思えます。

**○5番（真貝政昭君）** 次に、ふるさと納税について伺います。

まず、イなのですけれども、総括質問でも触れましたけれども、12月定例で返礼品について質問があって、提案のような、そういう質問でしたけれども、その中で成田さんが町長になって、令和6年度で最終年ということです。この最終年で寄附額の目標額は幾らかという質問が出たのですけれども、あれを聞いていて製品販売のノルマというような印象を受けたのです。

総務省の大臣の告示で、令和5年6月27日に最終改正ということで、このふるさと納税の返礼品の宣伝について厳しく規制している箇所があるのです。その後もQ&Aで質問に答えるような形でやっているのですけれども、基本的にこの制度は寄附制度で、寄附者が任意に自分の好みの自治体に寄附するという制度だということで、返礼品の宣伝についてかなり総務省が目や目を光らせて対応しているのだということや、これを事細かく質問に答える形で提示しているのです。これは、自治体だけでなく、サイトのほうにも通知を出して、そしてこれに従わなければ指名を撤回するということまでやっていますので、総務省は自治体に対して、サイト側に対してもかなり厳しく目を光らせているという状態です。ですから、返礼品がとかくクローズアップされますけれども、総務省の指示に従って、自治体が取べき行動を厳格に取るべきだというふうに思っているのですけれども、その点に改めて成田町長の見解を伺いたい。

それから、基金に積むことになるのですけれども、寄附者の寄附する意図、それに従って町のほうで寄附金を使うというのが令和6年度でも示されていますけれども、工事に使ったり、それから

商品券に使ったり、いろいろありますけれども、当初の町長が今回の執行方針で述べたように古平町がふるさと納税の返礼品をやり始めたのは加工協の破綻が原点で、その支援のために加工品を返礼品としてやるのだということですよね。そのときにこの寄附金については、第一に子供のために使うのだという、そういう方針がホームページで示されていました。活字にして持っているのですが、何かしらこれまでの使い方を見ますと、一つルールみたいな、一本筋の通ったようなものがないように曖昧な形で動いているような気がするものですから、いま一度見直す時期に来ているのではないかというふうに思っているのですけれども、それについて答弁をお願いします。

**○町長（成田昭彦君）** ふるさと納税につきましてでございますけれども、私もこれまで総務省の方針に遵守してふるさと納税事業を行ってきております。ふるさと納税で古平の特産品の知名度向上を図るということも重要なことでありまして、ただ返礼品がメインとなるようなPRというのはやっぱり過度な広告になるのかなと思っておりますので、総務省の規制に抵触するおそれもございまして。その辺は慎重に進める必要があると考えておりまして、新たな返礼品を出す場合には総務省のほうに照会して、大丈夫だという許可といいますか、そういったものをもらいながら進めていますので、これからもそういった形で法を遵守した形では進めてまいりたいと思っております。

さきの議会のときに私5億、ふるさと納税今年4億を超えたので、5億を目指したいということをしたのですが、過去に1度だけ5億を超えたことあるのです、たらこです。ですから、そのたらこの販売をやっていれば5億も夢ではないと思っておりますので、そちらのほうはぜひ進めていきたいなと思って、今加工業者の中でもこのふるさと納税に頼っている事業者というのもありますので、その辺は検討しながら、これからも進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、口のふるさと応援基金でございますけれども、議員おっしゃるとおり、私もふるさと応援基金の利用、活用につきましては応援基金条例に基づいて行っておりまして、その中では教育環境の充実、地域福祉の充実、それから産業の振興に関する事業、この3点がメインでございまして、最後のその他ふるさとの発展に寄与すると町長が認める事業というのがちょっと問題でして、ただあまりここにはたかからないように、教育、福祉、産業、この3点に絞った中での活用をこれからも考えていきたいというふうに考えております。

**○5番（真貝政昭君）** 3点目の少子化対策について伺います。

給食費の、小中学生です、給食費の無償化を幼小中で実施と書いていますけれども、幼児センターについては保育料、未満児の保育料が対象になりますけれども、子育て世帯への経済的対策を強化すべきではありませんかという質問です。それで、今までも述べてきましたように赤井川は既に実施して、それから仁木、余市が今年から実施すると。小樽を聞きましたら、当面4月、5月実施するということです。小樽の場合は、財源を見つけ出して単発的につなげていくというやり方を取っているのです、基本的に無償化に動いていっている、そういう認識でおります。それから、余市については、今述べましたように認定保育園の3歳未満児の保育料を無償にするという、それを今年度からやるということなのです。古平町も子育て世帯の抜本的な経済的支援というのをもう踏み出すべきだというふうに思っているものですから、予算はああいう形で取りましたけれども、途中からでも小樽のように実施ができるので、検討課題としていただけないものかという質問です。

それから、ロの件なのですけれども、小樽でしたか、官民ちょっと分からないのですけれども、子供が喜ぶような施設を造って、子供のための環境整備みたいなのに取り組んでいるようなので、古平でもどういうことが考えられるかという点を考えたとき、既存の施設を有効に活用するという方向に問い直す、それが必要でないかと思ったのです。私よく余市だとか小樽や札幌の図書館に顔を出すのですけれども、余市の図書館は常時3名くらいの職員で対応をしているのです。あそこには休日等に子供がテレビ画面で映画を見られるだとか、そういうような設備も整えているのです。子供の居場所、古平町は第三の居場所ということでやりましたけれども、図書館というのはそういう活用の仕方もあるのだなというのを実感として見て、実際に利用されているのです。この図書館は取りあえずスタートラインなので、あまり多くを求めてはいけないかもしれないのですけれども、もう少し豊かな感覚で、人員増も含めて何か取り組めるのではないかと、それからBGです。特にプールなんかは、利用者が少ないのを統計を取って、だんだん、だんだん利用時間を狭めてきて、利用期間も狭めてきたという経緯があるのです。今回プールの施設の中に低体温症対策ということで設置しました。せっかくああいうものを設置するのですから、子供たちがもっとプールを有効利用するために、利用時間だとか利用期間を当初のスタートラインに立って見直してみてもどうかという提案なのです。この2件について伺います。

○町長（成田昭彦君） 少子化対策の給食費の無償化の幼児センター部分の給食費と保育料につきましては、私のほうから答弁させていただいて、小中の給食費の無償化とロの図書館活動については教育長のほうより答弁いたします。

幼児センターの給食費につきましては、3歳から5歳までの食材料費については実費徴収を基本とするということになってございます。これまでも保育料の一部として保護者に負担いただいていたということもございますので、今の段階では食材料費については保護者に負担いただくという考え方を持ってございまして、持ってございません。これから考えていかなければならないのは、先ほどから出ている少子化対策の一環としてこれがどうなのか、そういったことを内部でも検討しながら進めていかなければならないのかなと思っております。そういった中において今保育料については、先ほどの堀澤議員の質問にも答弁いたしましたけれども、子育て世帯が子供を育てやすい環境の一方策として、一、二年のうちにはここの部分の保育料の無償化は検討していてもいいのかなというふうに思っていますので、幼児センターについてはそういったことでご理解いただければと思います。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、イの給食費無償化の件でございますが、総括質問でもお答えしたとおり、考え方としては小学校の給食費、経済的配慮から食材、物価高騰に見合う部分を町費で負担するという考え方で進めたいと思っております。また、就学援助の基準1.2から1.3倍に広めたので、その部分は広く援助できるかなと考えてございます。

おっしゃった北後志の部分の状況しっかり聞き及びましたので、それで検討課題ということはこれからもずっとしていきたいと思っております。特に積丹の部分もまだ見えていないので、少しすり合わせというか、考え聞き合いながら検討してまいりたいなと私自身は思っております。

ロの図書館活動の部分でございますが、新しい図書館ということで随分力を入れて、司書も雇っていただきまして進めております。ちょっと内容を改めて説明させていただきますが、キッズスペースを設けて、子供がゆっくりしながら絵本見れる部分を設けております。また、中学生で勉強したいなど、家ではなくて視聴覚室で勉強している姿も見てございます。あと、工夫としましては、図書館の飾りつけを定期的に変えております。あと、ちょっと楽しむ部分でボードゲーム、少しずつ用意して、今18種類用意しておりますので、それも遊べるというか、親しみ持ってこの場所に来て、読書もできるというのにつなげていきたいと考えております。有効活用、例えば余市の図書館の3人、やっぱり人口規模です。そういうのをできるのを雇っていける規模の町だったらそうはしたいと思うけれども、なかなか厳しいのかなと思うので、現在の司書の活動でご理解いただきたいと思っております。

海洋センターにつきましては、プール利用者減で時間減ということをおっしゃってございましたけれども、そういう議員のご意見として、実際にやっぱり利用者数というのは大きいのです。それでのどのぐらい、経費の部分にも跳ね返ってくるので、あるのですけれども、議員のおっしゃったことを踏まえまして、検討といいますか、考えてまいりたいと思っております。

**○5番（真貝政昭君）** BGの特にプールの利用時間を枠を狭めてくるだとか、それから期間の短縮だとか、バスだとか列車の客の減少に従って便を少なくしていったり、そういうのとよく似ているのです。当時利用していた人たちがそういう期間だとか時間を短縮していったときに、このプールいつ閉鎖するのかねという予想を立てたものです。だんだん利用しにくい状況をつくっていったら、なおさら利用する人がいなくなるので、そこら辺をやはり考え方の転換といいますか、よくいすみ鉄道なんかでも利用しやすいように便を増やしたり、そしたら客が増えただとか、いろいろ列車のあれでテレビで報道されていますけれども、ああいう発想の転換が必要でないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと思う次第です。

最後に、各種基金の見直しについて伺います。特別委員会でも質問したのですけれども、今ある基金はそれぞれ目的があって、存在価値があるのだという、そういう説明でした。青少年人材育成基金については私の勘違いで、民間の寄附金ではなくてふるさと何だかの1億円で竹下総理がばらまいたやつを3,000万基金に入れて、古高の生徒に応援資金として提供してきたのです。閉校と同時に動かなくなったから、このまんまの数字できているということで、結局相撲とか、そういうスポーツでいえば死に体状態で、もったいない状況なのです。子供のそういう教育のために何も活用されていないという状態があるものですから、そこで委員会でのああいう質問になったのですけれども、政府の財務省なのです。こういう考え方が何年か前から、政府が借金を増やしているのに、地方自治体の貯金が増えているというのはちょっといかがなものかと。ちゃんと住民のために使われていないのでないかというのを言い始めたのです。それで、2023年度と、それから2024年度の事務連絡で、地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についてという中で、地方公共団体の基金についてはその規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど適正な管理運営に努めていただきたいと。それで、古平の基金は結局目光らせられているということなのです。

地方自治体全体に対して目を光らせているということなのでしょうけれども、今の交付税で何ぼか見るだとかというわけの分からないようなやり方で地方自治体も疑心暗鬼になって、こういうような貯金が増えていくというような状況が生まれていると思うのですけれども、必ず政府のほうは難癖をつけて、地方に回す分を削ってくるはずなのです。だから、やはりそこら辺は古平町の財政当局としても適切な活用を図って、政府に茶々を入れさせないような行動を取るべきでないかというふうに思っているのですけれども、町長どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まずもって各種基金の見直しについてでございますけれども、議員おっしゃるような改廃が必要だというふうな基金の積立てというのは考えてございません。時代に合致していないということでございますけれども、コミュニティセンターの建設基金につきましても、複合施設はできましたけれども、これからふれあいセンター、それから西部集会所ですとか、そういった問題もございますので、コミュニティセンター建設基金についてはこのまま残しておきたいなと思っております。

いろいろな基金ございますけれども、先ほど議員おっしゃった青少年健全育成基金については、議員おっしゃったとおり、私も寄附でうんとうなずいていましたけれども、確かに竹下ふるさと創生のときにもらった1億の中から3,000万積立てして、その利息等を活用して研修事業等を行っていたものでございます。

それと、今議員おっしゃったように、私もちょうど平成十四、五年の総務課長時代に、小泉内閣のときに地方交付税をがつと下げられて、町村の存続が危ぶまれたという時代ございました。そういった中で私どもも職員の給料を引き下げ、あるいは臨時職員を全部カットするというとてつもない苦勞をしたわけでございますけれども、そういった中ではやはりこれからどういう形になるか分かりませんので、今国もこういう状態ですので、やはり基金の活用というのはこれから考えて、積み立てるものは積み立てていかなければならないのかなと思っておりますので、そういった形でもやっぱり健全財政というのをこれからも進めていかなければならないと思っております。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時12分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま議案第25号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第25号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第25号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第25号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明をいたします。

たった今配られた議案の1ページ、追加議案1ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,447万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

この第1表が地方自治法で定められた議会の議決事項でございます。

それでは、議決をいただくために第1表の具体的な内容を説明いたしますので、同じく配られた別冊の議案第25号説明資料を御覧ください。歳出からご説明いたします。まずは4ページ、5ページお開きください。まず、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に227万5,000円を追加し、7億1,665万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、相談支援事業補償金ということで、過年度消費税分227万5,000円を計上してございます。こちらにつきましては、2月22日に開催いたしました議会全員協議会でもご説明したとおり、後志圏域総合支援センターへの支払いの消費税の未払い部分でございます。障害者に対する基幹相談支援業務につきまして平成30年から令和4年度分をお支払いするものでございます。なお、令和5年度分につきましては、先般の補正10号で計上して、議決をいただいたところでございます。こちらは5町村統一で進めているものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、既定の予算に750万円を追加し、1億5,015万9,000円とするものでございます。内容としては、除排雪業務委託料で750万円計上してございます。現時点で予算をほぼ執行済みでございます。ですので、この後の除雪に備えて今回補正させていただくものでございます。

それでは、歳入ご説明しますので、2ページ、3ページに戻ってください。17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に970万円追加し、1億2,514万4,000円とするものでございます。

同じく19款諸収入、4項雑入、既定の予算に7万5,000円追加し、4,376万8,000円とするものでございます。こちらどちらも今回の補正のための財源調整分でございます。

以上で一般会計の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第25号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第11号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第14、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第15、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とし

ます。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会議日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 日程第17、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時26分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員